

### 3.5 各種免許・国家資格等：運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討

#### 【考え方】

マイナンバーカードの電子証明書を資格等の情報に紐づけること等により、マイナンバーカードを資格証等として利用することが可能になる。図書館カードや印鑑登録証、健康保険証等として利用できるようになることが予定されている。

#### 【取組方針】

##### ① 運転免許証のデジタル化

運転免許証について、2024年度（令和6年度）末にマイナンバーカードとの一体化を開始する。双方のシステムを連携させることにより、住所変更手続のワンストップ化、居住地外での迅速な運転免許証更新やオンラインによる更新時講習受講が可能になる。これに先立ち、警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを2024年度（令和6年度）末までに警察庁の共通基盤上に集約する。

モバイル運転免許証の国際規格の策定状況及びマイナンバーカードのアプリケーション化の検討状況も踏まえ、諸外国との相互運用性の確立も視野に、運転免許証の在り方の検討を進める。

##### ② 在留カードとマイナンバーカードとの一体化

在留カードとマイナンバーカードの一体化について、現在関係省庁等で検討を進めているところであり、2021年（令和3年）中に結論を得て、所要の法律案を2022年（令和4年）の通常国会に提出し、2022年度（令和4年度）～2025年度（令和7年度）に政省令等の整備・システム改修、2025年度（令和7年度）から一体化したカードの交付を開始する予定である。

##### ③ その他の国家資格証のデジタル化（クラウド共通基盤の実現）

#### 【現状】

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少くない。